

「出生率の低下」を救う「両立支援」(日本)

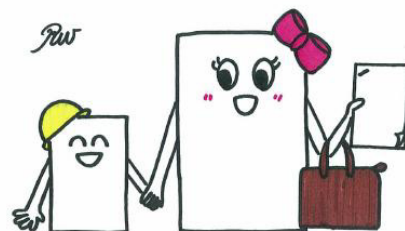
1. 「合計特殊出生率」とは？

「合計特殊出生率」とは、「(その年次の)15～49歳までの年齢別出生率」を合計したもので、「一人の女性が生涯に生む子どもの数」として算出されます。また、現在の人口を維持できる「合計特殊出生率」の目安とされる「人口置換水準」は、2010年時点の日本では2.07となっています。「合計特殊出生率」は厚生労働省が「人口動態統計」において、「人口置換水準」は国立社会保障・人口問題研究所が「人口統計資料集」において発表しています。

2. 最近の動向

今月5日に発表された最新の「人口動態統計」では、「2011年の合計特殊出生率」は、前年と同じ1.39となりました。第一次ベビーブーム期(1947～1949年)には4.3を超えていましたが、その後徐々に低下し、2005年には過去最低の1.26まで低下、最近はやや緩やかな上昇傾向にありました。

また「出生数」は、第一次ベビーブーム期の約270万人、第二次ベビーブーム期(1971～1974年)の約200万人を2大ピークとして、1975年以降は減少し、2011年は過去最低の約105万人と、前年比約2万人減少しました。



3. 今後の展開

「合計特殊出生率」が低下している要因の一つに、「晩婚化」が挙げられます。「人口動態統計」によると、2011年の平均初婚年齢は男性30.7歳、女性29.0歳となりました。30年前の1981年の男性27.9歳、女性25.3歳から上昇傾向にあります。25～34歳の男女へのアンケートでは、「独身である理由」として、「相手にめぐりあわない」や「必要性を感じない」、「時間やお金の自由を失いたくない」といった意見が上位となりました。

また「出生数」が減少傾向にある要因の一つには、「夫婦が実際に持つ子どもの数」が減少していることが挙げられます。国立社会保障・人口問題研究所による2011年の夫婦に対するアンケートでは、理想的な子どもの数は2.42人、実際に持つ子どもの数は2.07人と、ともに過去最低水準となっています。理想的な子どもの数と、実際に持つ子どもの数に乖離があり、その理由として「子育てや教育に資金がかかる」ことが最も多く挙げられています。

諸外国を見ると、フランスやスウェーデンでは「合計特殊出生率」が上昇に転じていますが、その背景には政府が「就労などの経済的支援」と「出産・子育ての制度拡充」などを行う「両立支援」が進められていることがあります。結婚や出産に対して資金面を心配する声が多いなか、日本においても「両立支援」の強化が開閉策となるのかも知れません。

弊社マーケットレポート

検索!!

2012年05月29日【デイリー No.1,323】日本の雇用関連統計(4月)～労働需要の増加が継続～

2012年05月07日【キーワード No.828】「イクメン」の増加と変わりゆく「男女の役割」(日本)

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等が出来ないことがありますのでご注意ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社